

お知らせ

町県民税の減額措置があります
 く該当となる方は
 申告をお忘れなく

※ただし、住宅ローン控除などの税額控除により所得税が課されなくなった方や、平成19年中に亡くなった方や、海外へ転出された方については適用されません。

平成19年中の所得が前年と比べて大きく下がり、所得税が減少した方は、税源移譲により平成19年度分の住民税で増えた部分（人的控除額の差を平成19年分所得税で調整することができません。

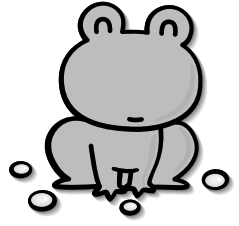
そのような方は、申告することで平成19年度分の住民税を税源移譲前の税額まで減額することができま

す。また、すでに納付済みの場合はその差額が還付されます。

減額の対象となる方
 (①と②両方を満たす方)

①「平成19年度町県民税課税標準額（申告分離課税分を除く）」が「所得税との人的控除額の差の合計」よりも大きい。

②「平成20年度町県民税課税標準額（申告分離課税分を含む）」が「所得税との人的控除額の差の合計」以下である。



申告期間
 7月1日(火)～
 7月31日(木)まで
 申告先
 平成19年1月1日現在にお住まいの市町村(平成19年度住民税を課税している市町村)

○お問い合わせ
 大方総合支所
 税務課 住民税係
 ☎ 43-2816(直通)
 佐賀総合支所
 総務課 税務係
 ☎ 55-3113(直通)

省エネ改修工事を行った既存住宅は固定資産税が減額されます

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修を行った住宅は、翌年度分に限り120平方メートル(36坪)までを限度として、その住宅の固定資産税が3分の1減額されます。

要件
 1、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

- ①窓の改修工事
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- (外気などと接するものの工事に限る)

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現在の省エネ基準に新たに適合すること
 ※上記の工事内容は、国土交通省告示で規定

2、当該工事が平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く)において行われること。

磯の水産動植物の採捕について

磯の水産動植物の採捕については、繁殖保護を図るため、禁止期間や体長などの制限、漁具・漁法の制限が高知県漁業調整規則に定められています。

これに反して採捕した人は高知県漁業調整規則違反になり、懲役や罰金などの罰則が適用されます。また、違反して採捕した漁獲物や、その製品を所持・販売した場合にも同規則により罰則が適用されますのでご注意ください。

※採捕期間内であっても、漁業協同組合員以外の方は無断で採捕できません。

《禁止期間》

名称	禁止期間
いせえび	5/1~9/15
あわび・とこぶし・あなごう・さざえ	9/1~翌年3/31
てんぐさ類	9/1~翌年2/末日
ふのり	10/1~翌年2/末日
あらめ	10/1~翌年6/30

《体長などの制限》

名称	大きさ
いせえび	体長13cm以下
あわび	殻長 9cm以下
とこぶし・あなごう	殻長 3cm以下

○お問い合わせ
 大方総合支所
 産業振興課 水産振興係
 ☎ 43-1888(直通)

佐賀総合支所
 海洋農林課 水産商工係
 ☎ 55-3115(直通)

3、当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。

○お問い合わせ
 大方総合支所
 税務課 資産税係
 ☎ 43-2816(直通)

減額の申請をされる方は、改修後3カ月以内に、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書を添付して申告してください。

佐賀総合支所
 総務課 税務係
 ☎ 55-3113(直通)